

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①” Requirements for Safe Management Measures at the workplace” について

3月29日、MOM は、Requirements for Safe Management Measures (SMM)

at the workplace の更新について発表しました。

<主なポイント>

A. Taking care of your workers

- ・完全にワクチン接種を終了している人、または、過去 180 日以内にコロナの感染から回復した人、MOH により、医学的にワクチン接種ができないと認定された人のみが職場に入ることができる。
- ・ワクチン未接種の従業員への対応については” Updated advisory on COVID-19 vaccination at the workplace (下記 URL) ” を参照。
<https://www.mom.gov.sg/covid-19/advisory-on-covid-19-vaccination-in-employment-settings>
- ・自社のワクチン接種比率は “Workforce Vaccination Checker (下記 URL) ” から確認することができる。
<https://www.gobusiness.gov.sg/percentvaccinated/> (CorpPass によるログインが必要)
- ・在宅勤務が可能な従業員のうち、最大 75%の人が職場で勤務することができる。
- ・職場に出勤している人は、体調が悪いときや感染者と接触したときには、自己検査をすることが推奨される。
- ・職場におけるルールとして下記を徹底する必要がある。
 - 屋内にいる時には、マスクを外す必要がある時を除き、マスクを着用すること。
 - 社内食堂等でマスクを外す時には、最大 10 名までのグループ毎に 1 メートルの距離を空けること。
 - 職場における交流、懇親 (例：誕生日会) も上記要件を満たす限り、許可される。
- ・下記要件を満たすことで、会社でのディナーイベント等の交流イベントを開催することができる。

- 出席者全員が、完全にワクチン接種を終了している、過去 180 日以内にコロナの感染から回復した、もしくは MOH により、医学的にワクチン接種ができないと認定されている。

- SMM 1-5 (グループサイズ 10 人、マスク着用、マスク非着用時の距離、人数制限等)を遵守する。

- 飲食物は個別に提供され、着席したまま食事をとる。

・雇用主には、従業員のメンタルヘルスをケアすることや、フレキシブルワークアレンジメント (FWA) を導入することが推奨される。

B. Taking care of your workplace

・ TraceTogether-only SafeEntry もしくは、適切な手段で職場に入る全ての人 (従業員含む) の入室を記録する。

・ 共有スペースや接触のあるポイントを定期的に清掃し、可能であれば換気する。

C. What to do when workers are infected

・ 体調不良、コロナ検査での陽性、または MOH から感染者の濃厚接触者であることが通知された場合、雇用主に報告する必要がある。

・ コロナ検査での陽性者が出た場合、従業員の中に、感染者と交流をした人がいないか確認し、いた場合には、ART 検査を行う。陰性であれば帰宅させる必要はない。

また、感染者が勤務していた場所を清掃する。

・ 陽性となっても、症状が軽い、体調がよい従業員の勤務については、"Advisory on work and leave arrangements for employees who test positive for COVID-19 but are mildly symptomatic or physically well (下記 URL)" を参照すること。

<https://www.mom.gov.sg/covid-19/advisory-on-work-and-leave-arrangements-for-employees-who-test-art-positive-but-are-physically-well>

D. Implement a system of Safe Management Measures (SMM)

・ 安全な労働環境を提供するために、SMM を持続的に実施するシステムを構築しなければならない。

SMM の順守、従業員への説明、注意喚起をするためのサインの設置等を含む。

・ SMM のチェックリストは下記 AnnexB を参照。

Annex B : <https://www.mom.gov.sg/-/media/mom/documents/covid-19/annex-b-checklist-of-safe-management-measures.pdf>

・ 安全管理担当者 (Safe Management Officer : SMO) を任命し、職場における SMM が適切に運用されているか、継続的に確認を行う。

E. Past requirements that have been lifted

・ これまでに実施されており、現在解除されている SMM の要求事項には下記のようなものがある。

- 会議室などにおける Safe Distancing のための印付け
- 複数の職場にまたがる勤務の制限
- (混雑を避けるための) 始業時間、休憩時間の変更
- 職場での体温確認
- 職場への立ち入りを、必要な従業員および許可された訪問者に限定すること
- 陽性の可能性がある従業員が出た際の避難計画の策定
- 陽性者が出た際のディープクリーニング
- 50 名を超える参加者があるイベント開催時のゾーニングの実施、管轄省庁への事前連絡

・ その他の詳細は” FAQs on Safe Management Measures at the workplace (下記 URL) ” から確認できる。

<https://www.mom.gov.sg/covid-19/frequently-asked-questions/safe-management-measures>

本内容 (原文) につきましては、下記 MOM のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.mom.gov.sg/covid-19/requirements-for-safe-management-measures>

以上

<本件担当> JCCI 事務局 (担当 : 清水) E-mail: info@jcci.org.sg

Facebook にて情報発信中 ! like! us on JCCI

Facebook (<https://m.facebook.com/JCCI.Singapore>)